

【本日の目次】

1. 新着情報

- ◆上場会社のアナリストレポート発行のお知らせ

2. 市況情報

- ◆本日の株価指標等
- ◆第一部前・後場概況

3. セミナー情報

- ◆+YOU ニッポン応援全国キャラバン開催予定

4. コラム

- ◆証券取引等監視委員会からの寄稿

=====
※ 以下については、証券取引等監視委員会のウェブサイト掲載にあたり、上記
目次 4. コラムを抜粋しております。
=====

証券取引等監視委員会からの寄稿

投稿 No. 94

取引調査基本指針及び開示検査基本指針の公表について

証券取引等監視委員会事務局 総務課長 其田 修一

証券監視委は、本年8月30日に「取引調査に関する基本指針」及び「開示検査に関する基本指針」を公表しました。今回は、これらの概要をご紹介します。

1. はじめに

課徴金制度は、平成16年の証券取引法改正により導入されました（平成17年4月1日施行）。それまで、不公正取引や開示規制違反に対する証券監視委のエンフォースメントの手段は、犯則調査に基づく刑事告発に限定されていましたが、課徴金制度の導入により、事案の内容等に応じた機動的、

効率的なエンフォースメントが可能となりました。

証券監視委においては、制度導入後、相場操縦、内部者取引、開示書類の虚偽記載等の違反行為に対する調査を実施してきましたが、8年が経過し、調査の実務が定着してきたことを踏まえ、調査手続の透明性を高めることをねらいとして、取引調査、開示検査の基本的な考え方や標準的な実施手続等を内容とする取引調査、開示検査の基本指針を策定したものです。以下、それぞれの内容について、簡単に見ていくこととします。

2. 取引調査に関する基本指針（以下「取引調査指針」という。）

取引調査とは、課徴金の対象となる行為のうち、風説の流布・偽計や相場操縦、内部者取引といった不公正取引について、金商法177条の権限に基づき、事件関係人や参考人に対する質問調査や立入検査等を行うものです。

取引調査指針では、取引調査の目的、取引調査に携わる職員の心構えに加え、立入調査や質問調査の実施に係る留意事項等を定めています。

具体的には、立入検査実施に関する留意事項として、検査は対象とする物件・場所の所有者又は管理者の同意を得たうえで行うこと、資料等の閲覧に当たっては、対象先を立ち合わせることに、対象先の業務遂行への支障が最小限となるよう配慮すること（法人の就業時間内に実施）、閲覧や提出を求める資料は必要最小限とすること、検査で求めた資料等の管理に留意すること、を定めています。

次に、質問調査の実施に関する留意事項として、質問調査は対象者の同意を得たうえで行うこと、法令違反が疑われる事項については、対象者に対し十分な説明を求め、意見・主張についても十分に聴取すること、質問調査で知り得た内容については秘密として厳守すること、質問調書を作成した場合は、供述者に内容を読み聞かせ（又は閲覧させ）誤りがないかを問う、修正が申し立てられた場合は必要な修正を加え、改めて内容の確認を求めること、質問調査は公務所等、調査内容の秘密が保たれる場所で行うこと、対象先の業務遂行への支障が最小限となるよう配慮すること（法人の就業時間内に実施）、質問時間が長時間となる場合は、対象者の休憩時間を適切に確保すること、を定めています。

この他、問題発生時の対応、調査の結果、違反行為が認められた場合は、証券監視委から金融庁長官等に対し、課徴金納付命令を行うことを勧告すること、勧告を行ったときは原則として記者レクを行い、勧告事案の公表を行うこと等も記載しています。

3. 開示検査に関する基本指針（以下「開示検査指針」という。）

開示検査指針では、（1）正確な企業情報が迅速かつ公平に市場に提供されるようにすること、（2）開示規制の違反行為を適切に抑止することを開示検査の目的として、開示検査の基本的な考え方や調査官の心構え、開示検査等の実施手続き等を定めています。

具体的には、開示検査の標準的な実施手続として、例えば、報告・資料の徴取に関し、原則として既存資料等を活用し、電子媒体による受渡し・提出を認めるなど、検査対象先の事務負担に留意すること、立入検査の開始に際しては、証票等を提示し、検査の権限、目的及び主な検証範囲等の事項について説明すること、現物検査に関しては、検査対象先の責任者等1名以上を立ち合わせる事等を定めています。

また、証拠の収集・保全と的確な事実認定に関しては、検査の過程において法令違反が疑われる事項を把握した場合には、検査対象先に十分な説明を求め、意見・主張を十分聴取して、的確な事実認定を行うこと、検査対象先がいわゆる外部調査委員会を設置して調査を実施した場合は、その調査資料や調査結果等を開示検査の事実認定において判断材料とすることができること（ただし外部調査委の独立性、中立性、専門性等を十分検証した上で合理性が認められた場合に限る。）、法令違反が疑われる事項がある開示書類について訂正報告書等が提出されていない場合は、訂正報告書等の自発的提出の必要性に関する検査対象先の意見・主張を十分聴取すること、等が記載されています。

その他、検査対象先の業務等への配慮として、参考人等に対する報告・資料の徴取及び立入検査の実施に当たっては必要性を十分検討すること、検査対象先の役職員等に質問調査を行う場合には、検査対象先の就業時間内を行うことを原則とすること、検査対象先の事務負担の軽減を考慮し、資料等の提出範囲・方法について適時・適切な見直しに努めること、が定められています。

また、今回の開示検査指針では、開示検査の終了時の取扱いについて明示しています。検査の結果、法令違反が認められる場合には、証券監視委から金融庁長官等に対し、課徴金納付命令その他の措置を行うことを勧告し、その旨を公表することになりますが、一方、課徴金納付命令等の勧告を行わない場合は、証券監視委から検査対象先の責任者に対して検査終了通知書を交付するものとする事を定めています。

4. おわりに

取引調査、開示検査ともに、検査対象先に対する検査等は、法令に定められた正当な権限の行使ですが、検査対象先に大きな負担をもたらすおそれがあり、検査対象先の協力があってはじめて実施できるものです。こうした観点から、手続の透明性及び検査対象先の予見可能性を高め、検査対象先の協力を促すことで、より円滑で効率的な調査が実施されることを目的として、今般、両基本指針の策定、公表を行ったものです。

本基本指針が、市場参加者の取引調査、開示検査に対する理解の深化に資することを期待しています。

*文中、意見に関わる部分は、筆者の個人的見解です。

・ 筆者紹介 其田 修一

1982年一橋大学社会学部卒業後、大蔵省（当時）に入省。証券取引等監視委員会事務局証券検査課長、同局特別調査課長を経て、2013年6月より現職（証券取引等監視委員会事務局総務課長）。

■証券取引等監視委員会ウェブサイト

<http://www.fsa.go.jp/sesc/>

■証券取引等監視委員会では、その活動状況やウェブサイトの更新情報などを配信しております。

<http://www.fsa.go.jp/sesc/message/index.htm>